

「中華人民共和国産れいし生果実に関する植物検疫実施細則」（平成6年4月25日付け6農蚕第2525号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の付表第14の中華人民共和国産のれいしの生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年4月22日農林水産省告示第735号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の2の項の中華人民共和国産のれいしの生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年4月22日農林水産省告示第735号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
2 こん包及びこん包場所 (1)こん包 告示6の（1）のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満足しているものとする。 ア 生果実を<u>こん包</u>に収納する前にポリエチレン製等の<u>包装材料</u>（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。 イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている<u>こん包</u>を使用すること。 ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。</u> (2)こん包場所	2 こん包及びこん包場所 (1)こん包 通気孔を設けた<u>箱</u>を使用してこん包する場合は、次のア又はイの条件を満足しているものとする。 ア <u>箱</u>に収納する前に生果実をポリエチレン製等の<u>こん包材料</u>（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。 イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている<u>箱</u>を使用すること。 (2)こん包場所

改 正 後	現 行
<u>告示6の(2)</u>のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。 ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、<u>ミカンコミバエ種群</u>の侵入を防止するための設備があること。	<u>告示5の(2)</u>のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。 ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、<u>ミカンコミバエ</u>の侵入を防止するための設備があること。
4 検査及び消毒の実施の確認 (1)<u>告示5</u>の消毒の実施の確認は、次により、原則として中華人民共和国植物防疫機関と共同して、行うものとする。 ア ↳〔略〕 ウ (2)<u>告示5</u>の検査の実施の確認は、原則として、れいし生果実のこん包数の2パーセント以上について中華人民共和国植物防疫機関が行う検査に<u>立ち会い</u>、<u>検疫有害動植物</u>（特に<u>ミカンコミバエ種群</u>及びカイガラムシ類）が付着していないことを確認することをもって行うものとする。 (3)(2)の確認の結果、<u>ミカンコミバエ種群</u>が発見された場合には、それが付着した原因について中華人民共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の<u>告示5</u>	4 検査及び消毒の実施の確認 (1)<u>告示3の(3)</u>の消毒の実施の確認は、次により、原則として中華人民共和国植物防疫機関と共同して、行うものとする。 ア ↳〔略〕 ウ (2)<u>告示3の(3)</u>の検査の実施の確認は、原則として、れいし生果実のこん包数の2パーセント以上について中華人民共和国植物防疫機関が行う検査に<u>立会い</u>、<u>有害動物及び有害植物</u>（特に<u>ミカンコミバエ</u>及びカイガラムシ類）が付着していないことを確認することをもって行うものとする。 (3)(2)の確認の結果、<u>ミカンコミバエ</u>が発見された場合には、それが付着した原因について中華人民共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の<u>告示3の(</u>

改 正 後

の消毒の実施の確認を行わないものとする。

(4)植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと及び(2)により検疫有害動植物が付着していないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。

〔削る〕

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

現 行

3)の消毒の実施の確認を行わないものとする。

(4)植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと及び(2)により有害動物又は有害植物が付着していないことを確認したときは、次の様式により、植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区 分	確認者氏名 印	
消毒確認 月日時		3センチメートル
検査確認 月日時		
10センチメートル		

5 表示

告示6のこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

改 正 後

(輸出植物検疫終了の表示)



(仕向地の表示)

向日本出口

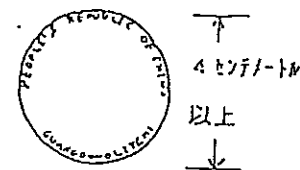
6 輸入検査

(1) [略]

(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、当該こん包に告示6の(3)の封印がなされていない場合、こん包に告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

現 行

(輸出植物検疫終了の表示)



(仕向地の表示)

向日本出口 ↑
3センチメートル以上
↓

← 15センチメートル以上 →

6 輸入検査

(1) [略]

(2) 告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合、当該こん包に告示5の(3)の封印がなされていない場合、こん包に告示6の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

改正後	現 行
(3) [略] (4) <u>ミカンコミバエ</u>種群が発見された場合は、次により措置するものとする。 ア [略] イ <u>ミカンコミバエ</u>種群が付着した原因について中華人民共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。	(3) [略] (4) <u>ミカンコミバエ</u>が発見された場合は、次により措置するものとする。 ア [略] イ <u>ミカンコミバエ</u>が付着した原因について中華人民共和国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。